

審 第 5 7 4 号
答 申 第 2 3 4 号
令和元年6月6日

千葉県公安委員会委員長 伊藤 浩一 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年3月22日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第211号

平成29年2月7日付けで審査請求人から提起された、平成28年12月19日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報不開示決定に対する審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成28年12月19日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年12月6日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「平成26年〇〇月〇〇日に〇〇署に提出された〇〇警察署が保有する私の行方不明者届受理票」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、本件開示請求に係る個人情報を記録した行政文書について取得したことを確認したが、保存期間を満了し既に廃棄しており、対象となる行政文書を保有していないことを理由として、条例第21条第2項の規定により、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、平成29年2月7日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、平成29年3月22日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。
 - ア 本件審査請求の趣旨
本件決定の取り消しを求める。
 - イ 本件審査請求の理由

平成27年〇〇月〇〇日、〇〇警察署に搜索願の個人情報開示の請求をしたいと話す。〇〇警察署警務課、搜索願というものはないし、何の記録もない、何もしていない。

平成29年〇〇月〇〇日、〇〇警察署、システム記録上、行方不明者届は受理している。本来、平成27年〇〇月〇〇日の時点で記録はあったのに、ないと答え、その後保存期間が満了している。現在、システム記録上にあるものを開示していただきたい。

(2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

本件審査請求をした趣旨は、〇〇警察署が平成27年〇〇月〇〇日にした対応ではなく、本来この時点で「搜索願」はあり、開示されていれば、その内容に基づき必要な個人情報開示請求ができたはず。

平成28年〇〇月〇〇日、本件開示請求をしたことで、システムで管理されており、検索をした結果、届出がなされ入院していたことが判明している。なぜ平成27年〇〇月〇〇日他の問い合わせにシステムで検索をしなかったのか。

「行方不明者届受理票」のみの個人情報開示請求をしたのではなく、それに基づき〇〇警察署がどう対応したのかを求めている。

〇〇警察署が保有する文書とシステム上の記録が別個の個人情報となるなら、改めてシステム上にある情報の開示請求をすることになる。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 対象文書

実施機関において、本件開示請求内容に基づき対象文書に関して検討を実施した。

本件開示請求において、審査請求人が開示を求めている個人情報が、平成26年〇〇月〇〇日に審査請求人以外の第三者から〇〇署に提出された、審査請求人が行方不明になったとする「行方不明者届受理票」と判断されたことから、当該文書の検索を実施し、開示・不開示の検討を行った。

(2) 対象文書の性質

ア 行方不明の届出があった場合には、行方不明者届をした者（以下「届出人」という。）から「行方不明者届出書」及び「行方不明者届出について」の提出を受け、手配に必要な事項を聴取した上で、その内容を基に、行方不明者届受理票（以下「受理票」という。）が作成され、行方不明者の手配を行う。受理票の保存期間は、「累年」となっており、行方不明者が発見されるまで、「行方不明者届出書」及び「行方不明者届出について」とともに保存される。

- イ 当該行方不明者が発見された場合には、発見された状況等を元に、行方不明者発見票（以下「発見票」という。）が作成され、発見票の保存期間が「1年」となっていることから、受理票と共に綴られ保存される。
- ウ 行方不明者が未発見の場合には、受理票は、「累年」保存となっているが、行方不明者が発見され、手配が解除されると、当該手配に係る文書の保存期間の変更を行い、発見票の保存期間（1年）満了に併せて受理票等も廃棄される。

（3）行方不明者届の受理及び受理時の措置要領

行方不明者届の受理にあたっては、千葉県警察本部生活安全部子ども女性安全対策課において、「千葉県警察行方不明者対策管理システム（以下「システム」という。）」により、県下39署の届出受理を一元管理している。

同システムは、平成26年4月1日から運用を開始しているもので、各警察署で届出を受理した行方不明者届に関して必要事項を入力することにより、行方不明に関する受理状況や発見状況等について一元管理することを目的として運用している。

ア 事前検索の実施

各警察署は、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）第6条1項（行方不明者届の受理）の各号に該当する者から行方不明者に係る届出（以下「行方不明者届」という。）がなされた場合は、行方不明者届を受理する前に、行方不明者及び届出人が、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の被害者若しくは行為者（ストーカー・DV被害者等）であるか否か、さらに既に届出がなされている行方不明者（二重登録者）であるか否かについてシステムにより検索（以下「事前検索」という。）を行う。

イ 行方不明者届の受理時の措置

事前検索により問題が認められないと判断された場合に、行方不明者届出書を受理することとなるが、受理後に各警察署では、届出内容をシステムに登録し、システムにより「行方不明者届受理票（甲）及び（乙）」を作成、受理票を印刷し、同受理票を「行方不明者届出書」及び「行方不明者届出について」とともに、「行方不明者届受理票」の保存用簿冊（保存期間累年）に保存する。

ウ 行方不明者の発見時の措置

各警察署は、行方不明者を発見し、又は死亡を確認した場合は、発見の状況をシステムに登録し、システムにより発見票を作成、印刷し、同発見票を「行方不明者発見票」の保存用簿冊（保存期間1年）に保存するとともに、当該行方不明に係る「行方不明者届出書」、「行方不明者届

出について」及び受理票を、「行方不明者届受理票」の簿冊から「行方不明者発見票」の簿冊に移し替える。

(4) 本件決定の理由

本件開示請求に係る個人情報を記録した行政文書について取得したことを確認したが、保存期間を満了し既に廃棄しており、対象となる行政文書を保有していないため。

(5) 本件決定の妥当性

審査請求人は、前記3(1)アのとおり、本件審査請求の趣旨において、本件決定の取り消しを求めていることから、不開示となった本件決定について検討を実施する。

審査請求人が本件開示請求において求めた個人情報は、前記2(1)のとおり、「行方不明者届受理票」である。請求内容を基に担当所属である〇〇警察署にて確認したところ、〇〇警察署では、審査請求人を行方不明者として提出された平成26年〇〇月〇〇日付けの受理票を保有していなかったことから、更に前記(3)のシステムにより同内容を確認したところ、受理票は、行方不明者届出がなされた平成26年〇〇月〇〇日の同日中に、行方不明者とされていた審査請求人が入院していたことが明らかとなり、行方不明者としての手配が解除されていたことが判明した。その後受理票は、前記(2)ウのとおり、保存期間が累年から1年に変更され、平成27年12月31日に保存期間を満了し、既に廃棄されていることが判明したものである。

したがって、前記(4)のとおり、本件決定を行ったものであり、本件決定に誤りは認められない。

(6) 前記3(1)イの主張について

審査請求人は、前記3(1)イのとおり、本件審査請求の理由において、平成27年〇〇月〇〇日当時の〇〇警察署との対応状況や本件開示請求に関する今後の依頼等について主張していると認められるが、本件開示請求時に開示を求めている過去の対応状況や〇〇警察署以外の所属で保有する個人情報の開示請求への依頼については、本件開示請求に関する文書特定や本件決定の不開示の判断に影響を及ぼすものではなく、本件決定に誤りは認められない。

(7) 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考ええる。

5 審議会の判断

(1) 本件開示請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、前記4（4）のとおり、本件開示請求に係る行政文書である〇〇警察署が保有する受理票（以下「本件文書」という。）について、保存期間を満了し既に廃棄しているため、本件決定を行ったと説明するが、廃棄による不存在的説明の合理性については、保存期間を満了したことだけではなく、本件文書の廃棄に至る状況等も含め判断する必要があるため、以下、検討する。

ア 受理票の保存期間について

行方不明者の発見活動において、規則第7条第3項の規定により受理票が作成された場合、千葉県警察の文書に関する訓令（平成20年本部訓令第22号。以下「訓令」という。）第22条第3項第2号の規定により、受理票の保存期間は累年となっている。そして、受理票の作成後、行方不明者が発見された場合には、規則第25条第3項の規定により発見票が作成され、訓令第22条第1項の規定により、発見票の保存期間は1年とされるとともに、受理票の保存期間は、訓令第22条第4項の規定により、累年から1年に変更される。なお、保存期間の起算日は、訓令第22条第1項の規定により、決裁が終了した日の属する年の翌年の1月1日とされる。

イ 廃棄手続について

本件文書に係る廃棄手続については、訓令第48条第1項の規定により、「保存期間が満了した簿冊等であって管理責任者が保存しているものにあつては当該管理責任者が…廃棄しなければならない。」とされている。そして、簿冊等の廃棄については、同条第6項の規定により、「取扱補助者又は取扱指定者が必ず立ち会い、…廃棄簿冊一覧…により確実に点検した上で行わなければならない。」とされている。

ウ 廃棄状況について

本件文書の廃棄状況について審議会事務局職員が実施機関に確認したところ、本件文書は、平成26年〇〇月〇〇日付けで作成されたものの、同日中に行方不明者とされていた審査請求人が発見されたことにより、保存期間が累年から1年に変更され、平成26年の行方不明者発見票の簿冊に綴られたとのことである。そして、当該簿冊は、廃棄簿冊一覧の記載によると、平成27年12月31日に保存期間を満了し、平成28年2月10日に廃棄されたとのことであるから、本件文書が保存期間を満了し既に廃棄されているとの実施機関の説明に、何ら不合理な点は認められない。

エ 本件文書に係るシステム上の記録について

本件文書は、前記ウのとおり、保存期間を満了し既に廃棄されているが、審査請求人は前記3（1）イ及び（2）のとおり、システム上、本

件文書に係る記録が存在するとして、システム上の記録についても開示を求めていると考えられるため、本件文書に係るシステム上の記録を〇〇警察署が保有しているか検討する。

審議会事務局職員が実施機関に確認したところ、千葉県警察行方不明者対策管理システム運用要領（平成26年例規（生総）第12号）により、システムの運用は警察本部で実施し、システム上の記録は警察本部のファイルサーバにおいて一元管理することと規定されていることから、〇〇警察署はシステム上の記録を保有していないと認められる。

なお、実施機関は、警察本部がシステム上の記録を保有していることから、今後、審査請求人から警察本部に対しシステム上の記録についての自己情報開示請求があった際には、適切に対処されたい。

(2) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年3月24日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
平成29年4月14日	反論書の写しの受理
平成31年2月20日	審議（平成30年度第10回第2部会）
平成31年3月19日	審議（平成30年度第11回第2部会）
平成31年4月24日	審議（平成31年度第1回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
石井 徹哉	千葉大学大学院社会科学研究院 教授	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長

藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者
-------	-----	----------